

意見書案第21号


「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年12月19日

逗子市議会議長 眞 下 政 次 殿

逗子市議会議員 君島雄一郎 

同 勾坂祐二 

同 田中英一郎 

(別紙)

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

昨年発生した東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表されたように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。一方、多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に迅速に対処している。

我が国のように、平時体制のままで国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動対応する自衛隊、警察、消防等、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用等に手間取り、救援活動にさまざまな支障をきたす。その結果として、さらに被害が拡大することになる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、大規模自然災害や外部からの武力攻撃、テロへの対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月には、自民、民主、公明の3党により、国と国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に、国として迅速かつ適切に対処するための「緊急事態基本法」の制定について合意がなされたが、今日まで制定されずにいる。

よって、逗子市議会は、国及び政府に対し、我が国の安全保障体制を確立し、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

逗子市議会